

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第10号

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市介護保険条例（平成12年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保険料率) 第3条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u> における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 年額 <u>26,823円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 年額 <u>36,403円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 年額 <u>44,067円</u> (4)及び(5) <省略> (6) 次のいずれかに該当する者 年額 70,251円 ア <省略> イ 要保護者であって、その者が課される保	(保険料率) 第3条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u> における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 年額 <u>28,739円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 年額 <u>39,596円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 年額 <u>47,898円</u> (4)及び(5) <省略> (6) 次のいずれかに該当する者 年額 70,251円 ア <省略> イ 要保護者であって、その者が課される保

保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 年額 79,830円

ア <省略>

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 年額 89,410円

ア <省略>

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 年額 98,990円

ア 合計所得金額が420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を

保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 年額 79,830円

ア <省略>

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 年額 89,410円

ア <省略>

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 年額 98,990円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を

適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 年額 121,342円

ア 合計所得金額が520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 年額 134,115円

ア 合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 年額 146,888円

ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態

適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 年額 111,762円

ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

<p>となるもの（令第39条第1項第1号イ（<u>1</u>に係る部分を除く。））、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）</p>	
<p><u>13</u> 次のいずれかに該当する者 年額 <u>153,274円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>820万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ &lt;省略&gt;</p>	<p><u>11</u> 次のいずれかに該当する者 年額 <u>124,535円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>800万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ &lt;省略&gt;</p>
<p><u>14</u> 次のいずれかに該当する者 年額 <u>159,660円</u></p> <p>ア及びイ &lt;省略&gt;</p>	<p><u>12</u> 次のいずれかに該当する者 年額 <u>137,308円</u></p> <p>ア及びイ &lt;省略&gt;</p>
<p><u>15</u> 前各号のいずれにも該当しない者 年額 <u>166,047円</u></p>	<p><u>13</u> 前各号のいずれにも該当しない者 年額 <u>150,081円</u></p>
<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、年額15,966円とする。</p>	<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、年額15,966円とする。</p>
<p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「15,966円」とあるのは、「23,630円」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「15,966円」とあるのは、「23,630円」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「15,966円」とあるのは、「<u>43,747円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「15,966円」とあるのは、「<u>44,705円</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>5 &lt;省略&gt;</p> <p>（賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合）</p>	<p>5 &lt;省略&gt;</p> <p>（賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合）</p>
<p>第5条 &lt;省略&gt;</p>	<p>第5条 &lt;省略&gt;</p>

<p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、<u>第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで、月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から<u>第13号まで</u>のいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 &lt;省略&gt;</p>	<p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ<u>又は第9号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで、月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から<u>第9号まで</u>のいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 &lt;省略&gt;</p>
--	---

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の瀬戸市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。